

企業の安全衛生、工場等現場の管理ご担当者様必携！

労働安全衛生法 クイックガイド2025

Industrial Safety and Health Act Quick Guide 2025

後藤博俊 著

A5判・412頁 定価4,840円(本体4,400円+税10%)



労働安全衛生法 クイックガイド2025

Industrial Safety and Health Act
Quick Guide 2025

後藤博俊

安全衛生管理の遵守事項を
一覧にまとめた決定版!

—監査形式だからひとりで重要なポイントがわかる!

「労災を予防するためのポイント」(「あるQ&A」)で要点が掴める!

一人親方等に関する自社の労働者と同等の保護措置の義務化をはじめとした最新法令改正に対応!

内容現在日:2025年4月1日(一部再刷あり)

第一法規

- 一人親方等に関する自社の労働者と同等の保護措置の義務化に関する諸改正(2025年4月1日施行)を中心に最新の法改正情報を反映!
- 事業者に要求される事項を表形式の「法令別要求事項」として分かりやすく整理!
- 現場で起きる間違いやすいポイントをQ&A形式で解説!

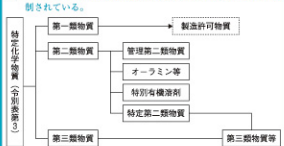
内容見本

※商品上は青色との2色刷りとなります。

16 特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)

略称:特化則

- 1) 特定規則1条の「事業者の責務」に述べられているように、化学物質による労働者のがん、皮膚病、神経障害その他の健康障害を予防するため、使用する物質の毒性の確認、代替物の使用、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康被害の防止その他の必要措置を講ずるとともに労働者の危険の防止の旨並びに反しない限りで、労働者に及ぶ程度を最小限度にするよう努めること。
- 2) 特化則では、特定化学物質をおおまかに図のように分類して規制されている。



- 3) 産業法第56条の製造許可物質(特化則の第一種物質)の製造は、プラントごとに厚生労働省の許可となるが、当該物質の取扱いは、原則として労働者に対する装置、囲い方式の局所排気装置又はフューエル層換気装置を設置して行うこと。
- 4) 図に示したとおり、特定化学物質の第二種物質は、特定第二種物質、管理第二種物質、オゾン層等及び特別管理物質に分けられる。そのうち、特定第二種物質とオゾン層等の製造装置は、原則として労働者に対すること。
- 5) 特定第二種物質及び管理第二種物質のガス、蒸気又は粉じんの発散する屋内作業場には、原則として換気装置を備えること(特別有害物質に関する設備の基準は有機則が準用される)。
- 6) 特定化学物質の粉じん、排ガス処理、廃液処理は、法令に基づき厳密に行うこと。
- 7) 特定第一種物質及び第三種物質(特化則では「第三種物質等」という)を製造し、又は取り扱う設備(労働令第9条の第2号により「特定化学設備」という)について、漏洩防止措置、集合部漏れ防止措置等の漏れ防止のための設備の基準を遵守すること。
- 8) 特定化学物質作業主任者を選任し、関係労働者の指揮等定められた事項を確実に行うこと。特別有害物質に関する作業主任者は、有機則作業主任者技能講習修了者から選任する必要があるから注意のこと。
- 9) 法令に定められた定期自主検査、点検等を実施し、必要のある場合は直ちに補修等を行うこと。

| 条項 | 規制分類 | 遵守事項 | ポイント |
|-----------------------|---------------------------------|----------|---|
| 安 衛 則 151 条の 4 | 車両系荷役運搬機械等による作業の指揮者 | 選任 | 車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、作業の指揮者を定める |
| 安 衛 則 151 条の 5 | 車両系荷役運搬機械等の制限速度 | 基準 | 最高速度が毎時10km超の車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、あらかじめ、適正な制限速度を定める |
| 安 衛 則 151 条の 6 | 車両系荷役運搬機械等を用いる作業における危険防止措置 | 基準・危険防止 | (1) 車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、車両系荷役運搬機械等の運行開始について安全確認を保持すること、地盤の不同沈下を防止すること、踏破の危険を防止すること等必要な措置を講じる (2) 踏破、傾斜地等で車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う場合において、車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、危険警報を発する |
| 安 衛 則 151 条の 7 | 車両系荷役運搬機械等への接触防止のための重大禁止措置 | 禁止(適用除外) | 車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等はその前に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所へ作業に従事する者が立ち入ることを禁止する旨を見やすい箇所に表示する等の方法により禁止する(誘導者を配置した場合を除く) この場合の「作業に従事する者」とは、自社の労働者だけでなく当該作業に従事する全ての者をいう |
| 安 衛 則 151 条の 8 | 車両系荷役運搬機械等の誘導者による合図 | 基準 | 車両系荷役運搬機械等について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に合図を行わせる |
| 安 衛 則 151 条の 9 | フォーク、ショベル、アーム等による作業を行う場合の立入禁止措置 | 禁止(適用除外) | フォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下で作業に従事する者立ち入ることを禁止する旨を見やすい箇所に表示する等の方法により禁止する(修繕、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が一旦降下することによる危険を防止するため、作業に従事する労働者に安全支た、安全クランク等を使用させることを除く) この場合の「作業に従事する者」とは、自社の労働者だけでなく当該作業に従事する全ての者をいう |
| 安 衛 則 151 条の 10 | 車両系荷役運搬機械等への荷の積載の基準 | 基準 | 車両系荷役運搬機械等への荷の積載は、以下に言う① 荷が重ならないように積載する ② 不整地運搬時、荷内運搬時又は貨物自動車にあっては、荷崩れ又は荷の落下による労働者の危険を防止するため、荷戻クランプ又はシートを掛ける等必要な措置を講ずる |

| 条項 | 規制分類 | 遵守事項 | ポイント |
|-----------------------|-------------------------------|----------|---|
| 安 衛 則 151 条の 11 | 車両系荷役運搬機械等の運転者の運転位置から離れる場合の措置 | 基準(適用除外) | 車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、運転者の次の①~④の措置を講ずる。なお、走行のための運転位置と作業位置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車等運転する場合は、運転者が作業位置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合(この場合は、貨物自動車の停止の状態を保持するためのブレーキを確保にかける等の貨物自動車の運転を防止する措置を講じなければならない)を除く ① フォーク、ショベル等の荷役装置(アールゲートリフトを除く)を最低位置に置く ② 駆動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確保にかける等の車両系荷役運搬機械等の急停止措置を講ずる ③ 運転者、乗客等が乗るための扉又ははしご等により貨物自動車に接触し、又は引当りを行う場合において、運転者、乗客等を使用するときは、以下に言う ④ 扉等は、平坦で堅固な場所において行う ⑤ 運転者、乗客等を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当な角度で乗客に取り付ける ⑥ 搬上、搬下等を使用するときは、十分な幅・強度、適当な角度を確保する |
| 安 衛 則 151 条の 12 | 車両系荷役運搬機械等の移送を行う場合の基準 | 基準 | 車両系荷役運搬機械等を移送するため自力又はけん引により貨物自動車に接触し、又は引当りを行う場合において、運転者、乗客等を使用するときは、以下に言う ① 扉等は、平坦で堅固な場所において行う ② 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当な角度で乗客に取り付ける ③ 搬上、搬下等を使用するときは、十分な幅・強度、適当な角度を確保する |
| 安 衛 則 151 条の 13 | 車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の使用の制限 | 禁止(適用除外) | 作業に従事する者若し車両系荷役運搬機械等の乗車部以外の箇所に乗せることを禁止する(乗車による危険を防止するための措置を講じたときを除く) この場合の「作業に従事する者」とは、自社の労働者だけでなく当該作業に従事する全ての者をいう |
| 安 衛 則 151 条の 14 | 車両系荷役運搬機械等を用いる用途以外の使用の制限 | 禁止(適用除外) | 車両系荷役運搬機械等を用いた用途以外に使用することを禁止する(乗車による危険を防止するための措置を講じたときを除く) |
| 安 衛 則 151 条の 15 | 車両系荷役運搬機械等の修繕等の作業指揮者の定め | 選任 | 車両系荷役運搬機械等の修繕又はアタッチメントの整備を行う作業を行うときは、作業の指揮者を定める |
| 安 衛 則 151 条の 16 | 前照灯及び後照灯を備えないフォークリフトの使用制限 | 基準(適用除外) | 前照灯及び後照灯を備えないフォークリフトの使用は、作業を安全に行うための必要限度が保持されている場所を除く |
| 安 衛 則 151 条の 17 | 車両系荷役運搬機械等への荷の積載の基準 | 禁止(適用除外) | 以下の①~④に適合するヘッドガードを備えていないフォークリフトの使用禁止(荷の落下によりフォークリフトの運転者に危険を及ぼすおそれのないときを除く) |



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次

| | |
|----|---|
| 1 | 労働安全衛生法 |
| 2 | 労働安全衛生法施行令 |
| 3 | 労働安全衛生規則 |
| 4 | ボイラー及び圧力容器安全規則 |
| 5 | クレーン等安全規則 |
| 6 | ゴンドラ安全規則 |
| 7 | 有機溶剤中毒予防規則 |
| 8 | 鉛中毒予防規則 |
| 9 | 四アルキル鉛中毒予防規則 |
| 10 | 特定化学物質障害予防規則 |
| 11 | 高気圧作業安全衛生規則 |
| 12 | 電離放射線障害防止規則 |
| 13 | 酸素欠乏症等防止規則 |
| 14 | 事務所衛生基準規則 |
| 15 | 機械等検定規則 |
| 16 | 粉じん障害防止規則 |
| 17 | 石綿障害予防規則 |
| 15 | 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則 |

※本書の内容現在、原則として令和7年4月1日施行現在です。

よくあるQ&A

- Q: 労働安全衛生法と労働基準法との関係はどのようになっていますか。
A: 安衛法は、形式的には労働基準法（「労基法」）から分離独立したものとなっていますが、安全衛生に関する事項は労働者の労働条件の重要な一端を占めるものです。そのことは、安衛法第1条（目的）において、労働条件についての一般法である労基法とは、一体としての関係に立つものであることが明らかにされています。したがって、労基法の労働基準部分（具体的には労基法第1章の総則）は、安衛法の施行にあっても当然その基本とされるものです。
また、賃金、労働時間、休日等の一般的労働条件の状態は、労働災害の発生に密接な関連を有するものであり、かつ、安衛法の第1条の目的の中で「労働基準法と相まって、……労働者の安全と健康を確保する……ことを目的とする。」と謳っている趣旨に照り、安衛法と労基法とは、一体的な運用が図られなければならないものとされています。
- Q: 事業場の範囲の捉え方は如何ですか。
A: 安衛法は、事業場を単位として、その業種、規模等に応じて、安全衛生管理体制、工事計画の届出等の規定が適用されることになっており、安衛法による事業場の適用単位の考え方は、労基法における考え方と同一です。
すなわち、ここでの事業場とは、工場、鉱山、事務所、店舗等のごとく一定の場所において関連する組織の下に体系的に行われる作業の一体をいいます。したがって、一の事業場であるか否かは主として場所的観念によって決定されるべきもので、同一場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とされます。
しかし、同一場所であっても、著しく労働の態様を異にする部門が存する場合には、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場としてとらえることによって安衛法がより適切に運用できる場合には、その部門は別個の事業場としてとらえるものとされています。例えば、工場内の診療所、自動車販売会社に附属する自動車整備工場、学校に附属された給食場等が該当します。
また、場所的に分散しているものであっても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連、事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構を一括して一の事業場として取り扱われます。
- Q: 事業場の業種の捉え方は如何ですか。
A: 事業場の業種の区分については、その業態によって個別に決められるものであり、経営や人事等の管理事務をもつばら行っている本社、支店等は、その管理する系列の事業場の業種とは無関係に決定されます。
例えば、製鉄所は製造業とされますが、当該製鉄所を管理する本社は、安衛令第2条第3号の「その他の業種」とされます。
- Q: 事業者とは何を指しますか。
A: 安衛法における主たる義務者である「事業者」とは、同法第2条第3号に「事業を行う者で、労働者を使用するもの」と定義されています。すなわち、法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではない）、個人企業であれば事業経営者を指しています。
このことは、従来の労基法上の義務主体であった「使用者」と異なり、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、その安全衛生上の責任が明確

関連商品

膨大な安全衛生法令と解説等を集約したWEBツール

安全衛生セレクション

- ① 安全衛生関係法令をWEBで一括管理！
情報収集と理解のための労力を削減し、改正のチェック漏れを防ぎます！
- ② 膨大な法令をカバーするだけでなく、現場で役立つチェックリストなど充実のコンテンツで、実務をバックアップ！
- ③ 届出、報告、選任などの法的要求事項を抽出した「法令別要求事項」を登録！労働安全衛生マネジメントにおける法令管理にも最適です！

コンテンツ（一部）

| | |
|---------------|---|
| 改正情報 | 収録法令の法改正概要を提供 |
| 法令情報 | 法・令・則および告示と解釈例規がリンク |
| 通達集 | 昭和20年代からの安衛法関連の通達約1,800本を収録 |
| 法令別要求事項 | 安衛法と特別規則17本で規定される遵守条項の一覧 |
| 現場で役立つチェックリスト | 労働者、作業と機械の安全衛生に係る規制事項をチェックリスト化（約250本） 根拠法令にリンク、チェックリストのポイントを解説 |
| 解説情報 | 安衛法の条文解説、Q&Aを収録 |
| 法令相談室 | 安全衛生関係法令のご相談を受付・回答/よくある疑問を相談事例として提供 |
| メールマガジン | 改正情報をメールマガジンで配信（月1回） |



詳細・お申込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

Q 第一法規

検索 CLICK!



申込書（第一法規刊）

労働安全衛生法クイックガイド2025

●定価4,840円（本体4,400円＋税10%）【コード096404】

申込部数 部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

| | | |
|---|--|---|
| *代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が | 1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込) | *送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。 |
|---|--|---|

年 月 日

〒

機関名

部署名

公用
 私用

フリガナ

TEL

ご氏名

様

E-mail

@

お客様の個人情報の取扱いについて
お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（<https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php>）からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印